

芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芽室町内における2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、北海道が定める北海道住まいのゼロカーボン化推進事業補助金を活用して町民に対しゼロカーボンの推進を総合的に支援する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)
第2条第1項の「住宅」をいう。ただし、公共及び民間が管理する賃貸住宅（次条第3項に該当する場合を除く。）はこれに当たらない。
- (2)性能向上リフォーム 既存住宅の改修工事のうち、別表第1に規定する省エネルギー性能の向上を伴う工事をいう。
- (3)太陽光発電システム 既存住宅へ設置する、別表第2に規定する太陽光発電及び定置用蓄電池をいう。
- (4)住宅取得者 第2号又は前号に係る工事を工事施工業者に発注する者をいう。

(補助金交付対象者等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に該当する者とする。

- (1)町内に住所を有する者（第10条に規定する実績報告書を提出する年度の末日までに本町に転入する者を含む。）
- (2)本町又は現に住所を有する市町村が徴収する税、使用料等を滞納していない者（世帯員を含む。）
- (3)芽室町暴力団排除条例（平成25年条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下これらの者を「暴力団員等」という。）に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

2 補助金の交付は、別表第1及び別表第2に規定する対象設備ごとに、同一申請者につき1回限りとする。

3 別表第1の機器種別のうち暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコンを設置する場合において、芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金設置承諾書（第1号様式）により賃貸住宅の所有者の承諾を受けた者は、戸建住宅のほか、当該賃貸住宅に設置する場合の性能向上リフォームとして補助金の交付対象者とすることができます。

（補助の条件）

第4条 本事業の対象は、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1)補助金の交付対象事業は、令和7年6月23日以降に工事請負契約又は売買契約をしたものとする。
- (2)建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していないこと。
- (3)芽室町の他の補助制度により補助金が交付されていないこと（予定を含む。）。
- (4)住宅取得者は、北海道及び芽室町が既存住宅の性能向上リフォーム、太陽光発電システムの導入の促進を図ることを目的に、住宅の写真及び工事内容を広報やホームページに必要な範囲で利用することを許諾すること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で別表第3の規定により算出した額とする。算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金交付申請書（第2号様式）に別表第4に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 補助金交付の申請期限は、当該年度の2月10日までとする。ただし、申請期限が芽室町の休日を定める条例（平成3年条例第1号）に定める町の休日の場合は、翌開庁日とする。

3 補助金の額が予算を超えることが見込まれる場合は、当該申請以降の申請を受け付けないものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、芽室町住まいのゼロカーボン推進

事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付を受けた内容の変更）

第8条 交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた補助金について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金変更等承認申請書（第4号様式。次条において「変更等承認申請書」という。）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1)交付決定額を変更するとき
- (2)補助金の内容を変更するとき
- (3)交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 交付決定者は、交付決定を受けた事業が第10条に規定する実績報告の期限までに完了の見込みが立たない場合は、あらかじめ、芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金繰越承認申請書（第5号様式。次条において「繰越承認申請書」という。）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更等の承認）

第9条 町長は、前条の規定による変更等承認申請書又は繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金変更等承認通知書（第6号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、設備等の施工完了から30日を経過する日又は当該年度の2月20日のいずれか早い日までに、芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金実績報告書（第7号様式。次条において「実績報告書」という。）に別表第5に規定する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金交付額確定通知書（第8号様式）

により、交付決定者に通知する。

(補助金の支払)

第 12 条 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 13 条 町長は、補助金の交付決定後に交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があつたとき。
- (3) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助金交付の目的に反して売却、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金交付決定取消通知書（第 9 号様式）により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金を町長に返還を命ずるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町に返還しなければならない。

(手続きの代行)

第 15 条 別表第 1 及び別表第 2 に規定する設備等を設置又は施工する事業者（以下「手続代行者」という。）は、申請者に代わって第 6 条、第 8 条及び第 10 条に規定する手続きを行うことができる。

2 前項の手続きを手続代行者に委任しようとする申請者は、芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金申請等に関する委任状（第 10 号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第 1 項の手続代行者が偽りその他不正な手段により当該手続きを行つた疑いがある場合は、必要に応じて調査を行うことができる。

4 町長は、前項の調査の結果不正行為があったと判断した場合は、第1項の申請を取消すものとする。

(状況調査)

第16条 町長は、必要に応じて補助金の交付対象となった対象設備等の設置状況等の調査を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月23日から施行する。

別表第1（第3条関係、第15条関係）

(性能向上リフォーム)

補助対象設備	対象設備の要件等
高効率設備の導入（未使用品）	電気ヒートポンプ JIS C 9220 : 2018 に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が2.7以上であること。
	潜熱回収型ガス給湯機 給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあってはモード熱効率が83.7%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯機 油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては74.6%以上であること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKASA705）が102%以上であること。
	暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン 次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、又は換気機能を有するエアコン ①国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等
その他	芽室町と協議し、認められたもの
共通補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・設置本体（未使用品） ・設置本体に付属する機器 ・工事費（据付、配線、配管等）

	<p>ただし、既設設備等の撤去に係る経費（撤去した設備等の処理費を含む。）は、補助対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、町長が認めた経費
--	---

別表第2（第3条関係、第15条関係）

（太陽光発電システム）

補助対象設備	対象設備の要件等
太陽光発電	<p>(1) 対象設備の要件</p> <p>次の全ての要件に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。 ② 太陽電池モジュールの合計出力が 10 kW 未満の設備であること。 ③ 余剰型配線であること。 ④ 電力会社の電力系統に連系できること。 ⑤ 未使用品であること。 <p>(2) 補助対象費用</p> <p>太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。</p> <p>ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む。）は対象外とする。</p>
定置用蓄電池	<p>(1) 対象設備の要件</p> <p>次の全ての要件に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。

	<p>② 蓄電容量が 17.76 kWh 未満であるもの。</p> <p>③ 電力会社の電力系統に連系できること。</p> <p>④ 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助対象経費</p> <p>蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める。）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用</p> <p>ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む。）は対象外とする。</p>
--	--

別表第3（第5条関係）

（補助金の額）

区分	対象経費等	補助条件等	補助率	補助上限額
省エネ	電気ヒートポンプ		5分の1	20万円
	潜熱回収型ガス給湯機		5分の1	20万円
	潜熱回収型石油式給湯機		5分の1	20万円
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機		5分の1	20万円
	暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	統一省エネラベルの省エネ基準の達成率が100%以上のもの	5分の1	5万円
再生エネ	太陽光発電	・左記2機器を同時設置する場合	7万円／kWh	28万円

	定置用蓄電池	に限る ・新規に設備を設置する場合	3分の1	5万円
	定置用蓄電池	・すでに太陽光発電を設置している場合	2分の1	15万円

別表第4（第6条関係）

（交付申請関係書類）

区分	対象設備等	提出書類
共通		(1)芽室町に住所を有する者にあっては、町税等納入調査同意書（第11号様式） (2)芽室町に住所を有しない者は、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書 (3)自己が所有しない住宅に設置する場合は、所有者の設置承諾書（第1号様式） (4)経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し (5)導入する設備等の仕様が分かるカタログ等 (6)その他町長が必要と認める書類
省エネ	電気ヒートポンプ	(1)従来使用していた給湯機の写真（機器の全体写真、メーカー、型番が分かるもの） (2)JIS C 9220：2018に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が2.7以上の性能を有することを証するカタログ等
	潜熱回収型ガス給湯機	(1)従来使用していた給湯機の写真（機器の全体写真、メーカー、型番が分かるもの） (2)給湯暖房機にあっては、給湯部熱効率が

	94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあってはモード熱効率が83.7%以上であることを証するカタログ等	
潜熱回収型石油式給湯機	(1) 従来使用していた給湯機の写真(機器の全体写真、メーカー、型番が分かるもの) (2) 油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては74.6%以上であることを証するカタログ等	
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	(1) 従来使用していた給湯機の写真(機器の全体写真、メーカー、型番が分かるもの) (2) 热源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であることを証するカタログ等	
暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	(1)設置予定場所の写真(屋内、屋外、配管) (2)次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、又は換気機能を有するエアコンであり、それを証するカタログ等 ①国、地方公共団体又は独立行政法人(以下「国等」という。)が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等	
その他	設置設備等の内容等が分かる書類等	
再エネ	太陽光発電	(1)太陽光発電設備の設置に係る図面

ネ		(2) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できる書類 (3) 太陽電池のモジュールの保証期間が確認できる書類 (4) パワーコンディショナーの定格出力が確認できるもの
	定置用蓄電池	(1) 蓄電池の使用及び諸元や設置箇所等が分かるカタログや図面 (2) 蓄電池システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番が確認できる資料

別表第5（第10条関係）

（実績報告関係書類）

区分	対象設備等	提出書類
省エネ	電気ヒートポンプ	(1) 対象設備等の設置状況等を撮影した写真、図面等（型番が分かる写真を含む）
	潜熱回収型ガス給湯機	(2) 対象設備等の設置に係る領収書（明細が分かるもの）及び契約書がある場合はその写し
	潜熱回収型石油式給湯機	
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	
	暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	
	その他	(3) その他町長が必要と認める書類
再生エネ	太陽光発電	
	定置用蓄電池	